会社法・関連法令条文集〔第２版〕

江頭憲治郎 監修

2015 年 6 月発売／648 頁／本体 3500 円＋税
A5 判／並製

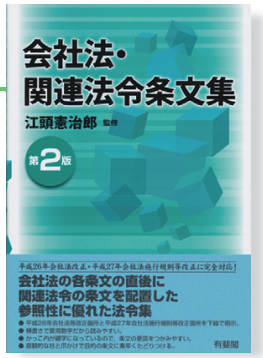

学習　研究　実務　学部　LS　法曹　法務

編集担当者から　会社法の各条文の直後に関連法令の条文を配置した参照性に優れた法令集としてご好評を頂いた『会社法・関連法令条文集』を，平成 27 年の会社法施行規則等の改正を織り込んで改訂しました。今次の改正箇所については下線で明示してあります。

関連法令として，会社法施行規則，会社計算規則をはじめ，社債株式振替法，担保付社債信託法，商業登記法，金融商品取引法，産業競争力強化法等の重要条文を収録していますので，会社法関係の法令はこれ１冊で参照できます。

また，横書きの２段組とし，条文中の漢数字を算用数字にしました。さらに，かっこ内を読み飛ばせるように，かっこ内の文字を細くしました。

本書は，実務または学習上，会社法を高頻度で利用する方に大いに活用していただきたいと思います。

なお，電子書籍も刊行しました。電子書籍は，カラーですし，条文間リンクにより効率よく各条に移動できるなど，電子ならではの見やすさ・便利さを備えています。各電子書店でぜひサンプル版をお試しください。（Y）

Point!

P　改正箇所がわかるように下線で明示しました。

88・89〔則18〕

第４款　設立時取締役等の選任及び解任

（設立時取締役等の選任）

第 88 条① 第 57 条第１項の募集をする場合には，設立時取締役，設立時会計参与，設立時監査役又は設立時会計監査人の選任は，創立総会の決議によって行わなければならない。

② 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合には，前項の規定による設立時取締役の選任は，設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別してしなければならない。

（累積投票による設立時取締役の選任）

第 89 条① 創立総会の目的である事項が２人以上の設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては，設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役。以下この条において同じ。）の選任である場合には，設立時株主（設立時取締役の選任について議決権を行使することができる設立時株主に限る。以下この条において同じ。）は，定款に別段の定めがあるときを除き，発起人に対し，第３項から第５項までに規定するところにより設立時取締役を選任すべきことを請求することができる。

② 前項の規定による請求は，同項の創立総会の日の５日前までにしなければならない。

③ 第 72 条第１項の規定にかかわらず，第１項の規定による請求があった場合には，設立時取締役の選任の決議については，設立時株主は，その引き受けた設立時発行株式１株（単元株式数を定款で定めている場合にあっては，１単元の設立時発行株式）につき，当該創立総会において選任する設立時取締役の数と同数の議決権を有する。この場合においては，設立時株主は，１人のみに投票し，又は２人以上に投票して，その議決権を行使することができる。

④ 前項の場合には，投票の最多数を得た者から順次設立時取締役に選任されたものとする。

⑤ 前２項に定めるもののほか，第１項の規定による請求があった場合における設立時取締役の選任に関し－ 必要な事項は，法務省令〔則 18〕で定める。

○会社法施行規則

（累積投票による設立時取締役の選任）

第 18 条① 法第 89 条第５項の規定による法務省令で定めるべき事項は，この条の定めるところによる。

② 法第 89 条第１項の規定による請求があった場合には，発起人（創立総会の議長が存する場合にあっては，議長）は，同項の創立総会における設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては，設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役。以下この条において同じ。）の選任の決議に先立ち，法第 89 条第３項から第５項までに規定するところにより設立時取締役を選任することを明らかにしなければならない。

③ 法第 89 条第４項の場合において，投票の同数を得た者が２人以上存することにより同条第１項の創立総会において選任する設立時取締役の数の設立時取締役について投票の最多数を得た者から順次設立時取締役に選任されたものとすることができないときは，当該創立総会において選任する設立時取締役の数以下の数であって投票の最多数を得た者から順次設立時取締役に選任されたものとすることができる数の範囲内で，投票の最多数を得た者から順次設立時取締役に選任されたものとする。

④ 前項に規定する場合において，法第 89 条第１項の創立総会において選任する設立時取締役の数から前項の規定により設立時取締役に選任されたものとされた者の数を減じて得た数の設立時取締役は，同条第３項及び第４項に規定するところによらないで，創立総会の決議により選任する。

（種類創立総会の決議による設立時取締役等の選任）

第 90 条① 第 88 条の規定にかかわらず，株式会社の設立に際して第 108 条第１項第９号に掲げる事項（取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては，監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）に関するものに限る。）について定めがある種類の株式を発行する場合には，設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては，設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）は，同条第２項第９号に定める事項についての定款の定めの例に従い，当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会の決議によって選任しなければならない。

② 前項の規定は，株式会社の設立に際して第 108 条第１項第９号に掲げる事項（監査役に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行する場合について準用する。

（設立時取締役等の解任）

第 91 条 第 88 条の規定により選任された設立時取締役，設立時会計参与，設立時監査役又は設立時会計監査人は，株式会社の成立の時までの間，創立総会の決議によって解任することができる。

第 92 条① 第 90 条第１項の規定により選任された設立時取締役は，株式会社の成立の時までの間，その選任に係る種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会の決議によって解任することができる。

② 前項の規定にかかわらず，第 41 条第１項の規定によりは種類創立総会若しくは種類株主総会において選任された取締役を株主総会の決議によって解任することができる旨の定款の定めがある場合には，第 90 条第１項の規定により選任された設立時取締役は，株式会社の成立の時までの間，創立総会の決議によって解任することができる。

③ 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合における前項の規定の適用については，同項中「取締役を」とあるのは「監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役を」と，「設立時取締役」とあるのは「設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役」とする。

④ 第１項及び第２項の規定は，第 90 条第２項において準用する同条第１項の規定により選任された設立時監査役について準用する。

第５款　設立時取締役等による調査

（設立時取締役等による調査）

第 93 条① 設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合にあっては，設立時取締役及び設立時監査役。以下この条において同じ。）は，その選任後遅滞なく，次に掲げる事項を調査しなければならない。

一　第 33 条第 10 項第１号又は第２号に掲げる場合における現物出資財産等（同号に掲げる場合にあっては，同号の有価証券に限る。）について定款に記載され，又は記録された価額が相当であること。

二　第 33 条第 10 項第３号に規定する証明が相当であること。

三　発起人による出資の履行及び第 63 条第１項の規定による払込みが完了していること。

四　前３号に掲げる事項のほか，株式会社の設立の手続が法令又は定款に違反していないこと。

② 設立時取締役は，前項の規定による調査の結果を創立総会に報告しなければならない。

③ 設立時取締役は，創立総会において，設

60　第２編　株式会社

90 ― 93

第１章　設立　61